

(別紙 参考資料)

拠点校方式と合同方式の違い

	拠点校方式 (拠点となる学校にのみ当該競技部設置)	合同方式 (関係する全校に部活動設置)
趣旨	在籍校に当該部活動がない場合の救済措置	部員数の減少により単独チームが編成できない場合の救済措置
参加を認める 競技	制限なし 拠点校に集まって活動 <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">拠点校 (部活動設置校A校)</div> </div>	個人種目のない以下の競技 ①バスケットボール、②バレーボール、③サッカー ④軟式野球、⑤ソフトボール、⑥ハンドボール ⑦ラグビーフットボール
競技人数 (最低人数)	制限なし <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">関係校 (部活動未設置校B校)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">関係校 (部活動未設置校C校)</div> </div>	①バスケットボール (5人)、②バレーボール (6人) ③サッカー (11人) ④軟式野球 (9人)、⑤ソフトボール (9人) ⑥ハンドボール (7人)、⑦ラグビーフットボール (12人) ※ 新人大会で合同チームを編成し、新年度の部員数増加により競技人数を上回った場合、学校総合体育大会において、合同チームを解消せずに参加することも可。
校数	制限なし ただし、拠点校にのみ当該部活動が設置されていること (関係校には当該部活動が設置されていないこと)	部員数が競技人数を下回ったもの同士が基本。ただし、合同を組む複数校のうち1校の部員数が競技人数を上回っている場合でも編成を認める。